「金融再生プログラム」の進捗状況(平成15年1月31日現在)

金融再生プログラム 公表(10月30日) 実施済

作業工程表公表 (11月29日)

年内に対応

年度内に対応 (注)15年3月期決算に関し対応する措置を含む

1. 新しい 金融シス テムの枠 組み	中小企業金融	・中小企業貸出に関する担い手の拡充(銀行免許認可の迅速化) ・中小企業再生をサポートする仕組みの整備(RCC信託機能の活用スキームの創設等) ・1/22スキームの創設等) ・1/22スキームの創設について公表 ・中小企業の実態を反映した検査の確保 ・11/15検査マニュアル別冊(中小企業融資編)に関する説明会等の集中的実施について財務局長へ指示 ・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設 ・1位とり・貸し剥がした場合に関する。 ・「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施(ホットラインで得た情報の整理・分析体制の整備等) ・1/29体制整備	 →・中小企業貸出信託会社の検討を開始 →11/27、12/27金融審信託ワーキンググループ開催 ⇒・検査・監督で活用 →整理分析された情報を随時活用 	・中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出(早期健全化法に基づく履行状況報告を受け対応)
	特別支援	・必要があれば「特別支援」の枠組みを即時適用 「特別支援」を介した企業再生 ・DIPファイナンスへの保証制度(中小企業庁が今国会法 案提出、成立) →11/15法案成立、12/16施行	- 金融問題タスクフォースの立上げ(事業計画のモニタリング) →12/27メンバー公表、1/22第1回会合 - 新しい公的資金制度の検討開始(必要性などについて、金融審議会で議論を開始(半年程度で結論)) ループ設置、12/27メンバー公表、1/16第1回会合 - 時価の参考情報としての自己査定の活用(考え方を整理) —12/20預保・RCCにおいて公表	・検査官の常駐的派遣(銀行法、商法等の関係にも留意しつつ、具体的な実施方法について整理し、必要な対応等)・管理会計上の勘定分離の具体的仕組みを整理
2. 新しい 企業再生 の枠組み	企業再生	・RCCの一層の活用と企業再生(企業再生機能の強化、企業再生ファンド等との連携強化) →11/22公表 ・貸出債権取引市場の創設(検討要請) →11/22全銀協「要請、12/17第1回協議会 ・企業再生のための環境整備(関係府省に要請) →11/12産業再生・雇用対策戦略本部において要請 ・産業再生・雇用対策戦略本部、→11/12設置、 12/19「企業・産業再生に関する基本指針」決定 産業再生機構(仮称)設立準備室の設置等 →11/8設置、 1/28株式会社産業再生機構法案を国会提出	・RCCの企業再生機能の強化(RCC保有債権の回収・売却の促進に関する基本的考え方を整理・公表) →12/20預保・RCCにおいて公表 ・証券化機能の拡充(基本的考え方を整理・公表) →12/20預保・RCCにおいて公表	
	資産査定の厳格化	・DCF的手法の採用、引当金算定における期間の見直しについて検討開始(公認会計士協会に特別チームを設置。同協会との連絡協議会を設置) →11/14特別チーム第1回会合、11/19連絡協議会開始 ・デット・エクィティ・スワップの時価評価を要請(主要行、公認会計士協会) →11/12要請 ・自己査定と金融庁検査の格差公表 →11/8公表	・大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一(15年1月からの検査で適用) →体制整備 ・再建計画検証チームを設置(厳格な検証) →12/24設置 ・財務諸表の正確性に関する経営者による宣言(金融審議会で結論 → 内閣府令を改正) →12/16金融審報告 ・自己査定の是正不備に対する行政処分の強化 (事務ガイドラインを年内に改正) →12/10改正・公表	⇒・DCF的手法について公認会計士協会での検討の結論、検査マニュアルの改正 →12/26検査マニュアル改訂案パブリックコメント ・担保評価の厳正な検証(各行における実態を調査の上、考え方を整理し、主要行に要請) ・特別検査の再実施 1/27検査実施を予告
3. 新しい金融行政の枠組み	自己資本の充実	・繰延税金資産の厳正な評価、監査を要請(主要行、公認会計士協会) →11/11要請	・繰延税金資産の算入上限について、金融審議会で検討開始 →12/19ワーキンググループ設置、12/27メンバー公表	・第三者割当増資について、事務ガイドラインを整備 ・自己資本比率に関する外部監査の導入(銀行法施行規則等において定める業務報告書の様式の見直し)
	ガバナンスの強化	・外部監査人による厳正な監査(公認会計士協会に要請) →11/12要請	・早期是正措置の厳格化 ・「早期警戒制度」の活用 (事務が小ラインを年内に改正) ──12/10改正・公表	公的資本注入行に対するガバナンスの強化 ・優先株の普通株への転換の諸条件について、ガイドライン整備 ・健全化計画未達先に対する業務改善命令の考え方、責任の明確 化等
4. 今後 の対応				・中小・地域金融機関の不良債権処理については、「リレーションシップパンキング」のあり方を金融審議会で検討の上、年度内を目途にアクションプログラムを策定 -12/19ワーキンググループ 設置、12/27メンバー公表、1/15第1回会合、1/28第2回会合

「金融再生プログラム」の進捗状況

平成15年1月31日現在

十成十五年十月五十日現在			
項目	実施時期等(工程表)	進捗状況等	
1.新しい金融システムの枠組み			
(1)安心できる金融システムの構築			
(ア)国民のための金融行政			
(イ)決済機能の安定確保	法律案を今国会に提出。	法律公布(12月18日)。関係政省令公布(1月22日)。	
(ウ)モニタリング体制の整備	「金融問題タスクフォース」を年内に立上げ。公認 会計士、弁護士、学者、産業界関係者、金融実務家 等からメンバーを選定。	12月27日にメンバー公表。1月22日第1回会合。	
(2)中小企業貸出に対する十分な配慮			
	・銀行免許認可の迅速化については直ちに対応。		
(ア)中小企業貸出に関する担い手の拡充	・中小企業貸出信託会社については、速やかに検 討。あわせて、信託業について金融審議会において 幅広く検討。	信託業については金融審議会の下のWGにおいて検討中(11月27日、12月27日金融審議会信託WG開催)。	
(イ)中小企業再生をサポートする仕組みの整備	中小企業再生信託型スキーム (RCC信託機能の活用スキーム) の創設。「オフバランス化につながる 措置」 の明確化 をあわせ 公表(11月22日)。	(同左)	
(ウ)中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令 の発出	平成15年3月期決算から適用。		
(エ)中小企業の実態を反映した検査の確保	・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」等で得た 情報を活用し、 中小企業の経営実態に応じた検査を 実施。 ・検査マニュアル別冊(中小企業融資編)に関する 説明会等の集中的実施。	財務局長へ指示(11月15日)。	
(オ)中小企業金融に関するモニタリング体制の整備			
「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設	金融庁に開設(10月25日)。財務局等に開設 (11月1日)。	P R 用チラシを作成し、各財務局・財務事務所に加 え、地方自治体、商工会・商工会議所などに順次配 付済み。	
「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施	・ホットラインで得た情報の整理・分析体制を整備 し、その情報を検査・監督で活用。重大な問題があ ると判断される場合には、その金融機関に対して報 告を徴求するほか、必要があれば検査を実施し、適 切な行政処分。	関連部局に情報分析担当者を配置。整理分析された 情報を検査・監督に随時活用。	

項目	実施時期等(工程表)	進捗状況等
(3)平成16年度に向けた不良債権問題の終結		
(ア)政府と日銀が一体となった支援体制の整備		
日銀特融による流動性対策	必要な場合には、直ちに対応。	
預金保険法に基づく公的資金の投入	必要な場合には、直ちに対応。	
検査官の常駐的派遣	銀行法、商法等の関係にも留意しつつ、 具体的な実 施方法について年度内に整理し、必要な対応等をと る。	(同左)
(イ)「特別支援金融機関」における経営改革		
経営者責任の明確化	厳しく対応。	
適切な管理方法(「新勘定」、「再生勘定」)	具体的な仕組みについて年度内に整理。	庁内に検討チームを設置し、検討中。
事業計画のモニタリング	タスクフォースを年内に立上げ。	12月27日にメンバー公表。1月22日第1回会合。
(ウ)新しい公的資金制度の創設	制度の必要性などについて、 金融審議会において議 論を開始し、半年程度で結論。	金融審議会(第二部会)を12月19日に開催し、公的 資金制度に関するWGを設置。12月27日メンバー公 表。1月16日第1回会合。
2.新しい企業再生の枠組み		
(1)「特別支援」を介した企業再生		
(ア)貸出債権のオフバランス化推進	・的確に対応。	
	・財政的措置については、RCCによる53条買取 に係る収支状況を見極めながら検討。	
(イ)時価の参考情報としての自己査定の活用	年内に時価についての考え方を整理。	12月20日に、預保・RCCにおいて「金融再生法第53 条買取りに際しての時価についての考え方」を整理 の上公表。
(ウ)DIPファイナンスへの保証制度	中小企業庁が 法律案 を今国会に提出し、 成立 (11月15日) 。	12月16日施行(中小企業信用保険法の一部改正)。

項目	実施時期等(工程表)	進捗状況等
(2)RCCの一層の活用と企業再生		
(ア)企業再生機能の強化	・RCCの企業再生機能の強化等を公表 (11月22日)。	・強化策を公表済(11月22日) (中小企業再生支援協議会の設置、23拠点に「企業 再生課」設置、12月4日までに企業再生関連部署の 増員等)
(イ)企業再生ファンド等との連携強化	・RCC保有債権の回収・売却の促進について、年 内に基本的考え方を整理・公表。	・12月20日に、預保・RCCにおいて「保有債権の流 動化・証券化についての基本的な考え方」を整理の 上公表。
(ウ)貸出債権取引市場の創設	全国銀行協会に検討を要請(11月22日)。また、関係諸機関に検討への参加を要請。	全国銀行協会に関係諸機関による貸出債権市場協議 会を設置し、検討を開始。12月17日第1回協議会。
(エ)証券化機能の拡充	年内に基本的考え方を整理・公表。	12月20日に、預保・RCCにおいて「保有債権の流動 化・証券化についての基本的な考え方」を整理の上 公表。
(3)企業再生のための環境整備		
(ア)企業再生に資する支援環境の整備	産業再生・雇用対策戦略本部において 関係府省に要 請(11月12日)。	(同左)
(イ)過剰供給問題等への対応		なお、早期事業再生については、現在経済産業省が
(ウ)早期事業再生ガイドラインの策定		主催する早期事業再生研究会において検討中(金融 庁はオブザーバーとして同研究会に参加)
(エ)株式の価格変動リスクへの対処		
(オ)一層の金融緩和の期待		
(4)企業と産業の再生のための新たな仕組み	・産業再生・雇用対策戦略本部の設置 (11月12日)。 ・産業再生機構(仮称)設立準備室の設置 (11月8日)。	・産業再生・雇用対策戦略本部第4回会合(12月19日)において、「企業・産業再生に関する基本指針」を決定。 ・1月28日に株式会社産業再生機構法案を国会提出。

項目	実施時期等(工程表)	進捗状況等
3.新しい金融行政の枠組み		
(1)資産査定の厳格化		
(ア)資産査定に関する基準の見直し		
引当に関するDCF的手法の採用	・日本公認会計士協会に検討要請(11月12日)。同協会において特別チームを結成し、DCF方式に基づく合理的な算定方法について平成15年3月期決算に間に合うよう早急に検討。	・同特別チームで検討開始(11月14日)。 ・ガイドラインを作成し、公開草案を公表 (12月26日)
	・検査・監督の立場から同協会と調整を行うための 連絡協議会を設置(11月15日公表)。 平成15 年3月期決算に間に合うように検査マニュアルを改 正。	・同協議会を設置し(11月15日)、検討を開始。 ・検査マニュアル改訂案を公表し、パブリックコメント。 (12月26日)
引当金算定における期間の見直し	・日本公認会計士協会に検討要請(11月12 日)。同協会において特別チームを結成し、早急に 検討。	・同特別チームで検討開始(11月14日)。 ・1年・3年基準問題に関する検討状況の公表。 (12月26日)。
	・連絡協議会において、会計基準における平均残存 期間の取扱い、わが国の金融への影響(中小企業金 融、貸出約定期間)等の観点から、調整・検討。	・同協議会を設置し(11月15日)、検討を開始。 ・検査マニュアル改訂案を公表し、パブリックコメント。 (12月26日)
大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一	年内に体制整備。平成15年1月よりスタートする 検査から適用。	(同左)
デット・エクィティ・スワップの時価評価	取引の時期を問わず、時価評価を適用することを主 要行、日本公認会計士協会に 要請。	(同左)
再建計画の厳格な検証	年内に検証チーム (企業再建に精通した専門家、公認会計士、弁護士、不動産鑑定士等) を設置 。平成15年1月以降の検査において、検査班に対して情報提供・助言を行うとともに、自らも検査に参加。	「再建計画検証チーム」を設置(12月24日)。
担保評価の厳正な検証	平成15年3月期決算から適用。	主要行への要請について準備中。
(イ)特別検査の再実施	平成15年3月期決算に向けて実施。	主要行に対して実施を通告(1月27日)。

項目	実施時期等(工程表)	進捗状況等
(ウ)自己査定と金融庁検査の格差公表	主要行の自己査定と検査結果の格差を 公表(11月 8日)。	(同左)
(エ)自己査定の是正不備に対する行政処分の強化	事務ガイドラインを年内に改正。	12月10日に事務ガイドラインを改正・公表。
(オ)財務諸表の正確性に関する経営者による宣言	一般上場企業等を対象に金融審議会において検討中 (年内に結論)。同検討結果を踏まえ、年度内に内 閣府令を改正し、主要行に 平成15年3月期決算か らの実施を要請。	金融審議会(第一部会)報告(12月16日)を踏ま え、一般上場企業等を対象として年度内に内閣府令 を改正し、主要行に平成15年3月期決算からの実施 を要請。
(2)自己資本の充実		
(ア)自己資本を強化するための税制改正		
引当金に関する新たな無税償却制度の導入		平成15年度与党税制改正大綱(12月13日)におい
繰戻還付金制度の凍結措置解除		て、「繰延税金資産の取扱いをはじめ、金融行政、 企業会計制度を含む全体としての対応策とあわせ、 税制上の措置についても検討を続ける」とされた。
欠損金の繰越控除期間の延長検討	J	
(イ)繰延税金資産に関する算入の適正化	・厳正な評価について主要行に要請(11月 11日)。 ・算入上限については、金融審議会において年内に 検討開始。速やかに検討。法律、会計、税制等の幅 広い観点から検討。	(同左) 金融審議会(第二部会)を12月19日に開催し、自己 資本比率規制に関するWGにおいて検討することを 決定。
(ウ)繰延税金資産の合理性の確認	厳正な監査を 日本公認会計士協会に要請(11月1 2日) 。検査で厳しく検証。	(同左)
(エ)債務者に対する第三者割当増資部分の検討	年度内に実施。 第三者割当増資時のコンプライアン スについて、事務ガイドラインを整備。検査・監督 でチェック。	事務ガイドラインの整備について検討中。
(オ)銀行の自己資本のあり方に関する考え方の整理	金融審議会において速やかに検討。	金融審議会(第二部会)を12月19日に開催し、自己 資本比率規制に関するWGにおいて検討することを 決定。
(カ)自己資本比率に関する外部監査の導入	平成15年3月期決算から適用。銀行法施行規則等 において定める業務報告書の様式の見直し。	業務報告書の様式の見直しについて検討中。

項目	実施時期等(工程表)	進捗状況等
(3)ガバナンスの強化		
(ア)外部監査人の機能	日本公認会計士協会に要請(11月12日)。	(同左)
(イ)優先株の普通株への転換	年度内にガイドラインを整備。早期健全化法等に基づく資本注入行に対するガバナンスの強化として考え方を整理。	ガイドラインの整備に向けて検討中。
	(イ)転換の具体的な諸条件について検討し、運用 ガイドラインを整備。	
(ウ)健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出	(ウ)健全化計画等の未達に関しては、その原因と程度に応じて必要性を判断し、行政処分を行うとともに、改善が為されない場合は、責任の明確化を含め厳正に対応する方向でガイドラインを整備。	
(エ)早期是正措置の厳格化	・ 事務ガイドラインを年内に改正 。早期是正措置に 係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善まで の期間を3年から1年へ短縮等。	・12月10日に事務ガイドラインを改正・公表。
	・引き続き、地域金融機関との関係に配意しつつ、 早急に検討。	・金融審議会(第二部会)「リレーションシップバンキングのあり方に関するWG」及び「自己資本比率に関するWG」の議論を踏まえつつ検討。
(オ)「早期警戒制度」の活用	事務ガイドラインを年内に改正。	12月10日に事務ガイドラインを改正・公表。
4.今後の対応	中小・地域金融機関の不良債権処理については、 「リレーションシップバンキング」のあり方を金融 審議会で検討の上、年度内を目途にアクションプロ グラムを策定。	金融審議会(第二部会)を12月19日に開催し、リレーションシップバンキングのあり方に関するWGを設置し、検討を開始。1月15日第1回会合。1月28日第2回会合。